

刑事弁護人の役割と倫理

16203005

平成 16 年度～平成 19 年度科学研究費補助金（基盤研究（A））

研究成果報告書

平成 21 年 6 月

研究代表者 村 岡 啓 一

一橋大学大学院法学研究科教授

共同研究「刑事弁護人の役割と倫理」報告書

目次

はしがき

共同研究者一覧

刑事弁護倫理研究会の開催経過

各年度の研究実績の概要

第1部 研究会報告

I 事例研究

1 接見交通権—仙台事案

(1) 弁護活動の自由と接見交通権・・・・・・・・・・・・・・・・川崎英明

(2) 接見禁止決定下の第三者通信をめぐる刑事弁護人の行為規範
・・・・・・・・・・・・・・・・村岡啓一

(3) 米国における秘密交通権をめぐる法的状況・・・・・・・・指宿 信

2 弁護人のマスコミ対応—広島女子殺害事件を題材として
・・・・・・・・・・・・・・・・武井康年

3 志布志事件シンポジウム報告

冤罪事件から捜査機関は何を学んだか

—氷見事件と志布志事件の調査報告書の分析—・・・・・・・・村岡啓一

II 海外調査報告

1 弁護士倫理に関するドイツ調査報告・・・・・・・・ドイツ調査班

2 弁護士倫理に関するフランス調査報告・・・・・・・・フランス調査班

3 弁護士倫理に関する北アイルランドおよびイングランド調査報告
・・・・・・・・・・・・・・・・指宿 信

4 専門家責任に関するアメリカ法曹協会コンファレンス報告
・・・・・・・・・・・・・・・・村岡啓一

5 ニューヨークにおける検察クリニック報告・・・・・・・・四宮 啓

III 国際会議講演

中国人民大学国際シンポジウム報告

日本におけるゲートキーパー制度・・・・・・・・村岡啓一

第2部 ケーススタディ教材

1 ケーススタディ 1

接見禁止決定下の第三者への伝言・・・・・・・・川崎英明

2 ケーススタディ 2

- 公判途中に否認に転じた被告人に対し有罪を前提とした弁護人の最終
 弁論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高田昭正
- 3 ケーススタディ 3
 死刑求刑事件の上告審弁論期日の欠席問題・・・・・・・・村岡啓一
- 4 ケーススタディ 4
 弁護人の控訴趣意書提出期限の徒過と被告人の裁判を受ける権利
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・白取祐司
- 5 ケーススタディ 5
 弁護人による検察側証人への接触と証人威迫・・・・・・・・田淵浩二
- 6 ケーススタディ 6
 アメリカ合衆国の検察官倫理—Pautler Case・・・・・・・・村岡啓一
- 7 ケーススタディ 7
 日米の検察官倫理の比較—志布志事件と Nifong Case の比較—
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・村岡啓一

第3部 参考資料

- 1 志布志事件判決評釈（指宿信執筆）
- 2 朝日新聞鹿児島版平成19年4月20日及び21日特集記事「詳報・明らかになった県警内部文書—志布志の12人全員無罪」
- 3 平成19年8月最高検察庁「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」
- 4 平成20年4月3日最高検察庁「検察における取調べ適正確保方策について」
- 5 **The North Carolina State Bar v. Michael B. Nifong** 事件の懲戒決定（ノースカロライナ州弁護士会懲戒委員会 06DHC35）

はしがき

日本学術振興会科学研究費補助金による基盤研究 (A)「刑事弁護人の役割と倫理」(以下、「本研究」という。)は、全国の法科大学院にて刑事訴訟法を担当する研究者及び刑事弁護に関する実務科目を担当する弁護士の計 17 名によって、当初、平成 16 年度から平成 19 年度までの 4 年間の計画でスタートした。(後記「研究組織」参照)

本研究の目的は、大きく分けて二つあった。一つは、平成 16 年 4 月から開始された法科大学院の新設科目である「法曹倫理」について、我が国の従来の法学教育ではほとんど研究の蓄積がなかったので、その教育方法と教材を開発することであった。二つは、「法曹倫理」の明確化にはその根底にある法律家の役割が明確になっていなければならないが、こと刑事の分野においては、刑事弁護人の役割について法律家の間ですら認識が一致していなかったので、その基本的な役割を明らかにすることであった。この二つの目的は密接に関連しており、刑事弁護人の役割が明らかになって初めて、その役割論に立脚した倫理問題の指針を示す教材を作成することができたし、逆に、実際の弁護士懲戒事例という「生きた教材」を検討することで、刑事弁護人の役割を理論的に明確化することができたのである。

本研究開始当時の創設メンバーによって「刑事弁護倫理研究会」を組織し、研究分担者が全国に展開していることから、毎年 3 回の全国研究会を定期的で開催することとした。(『刑事弁護倫理研究会』開催経過参照) 研究の手法としては、刑事弁護人の倫理問題というのは優れて実践的なものであることから、「事例研究」として、現に進行中の弁護士懲戒請求事件や既に結論が示された重要な弁護士懲戒事例を取り上げ、可能な限り、当事者ないし懲戒事件担当の代理人弁護士を講師として招き、事案の正確な把握に努めるとともに、実際の弁護士が抱えている刑事弁護人の役割についての認識を理解することに努めた。また、「法曹倫理」科目は我が国では初めての教育分野であるが、アメリカ合衆国や EU 諸国では既に法曹養成制度の中に不可欠の科目としての地位を確立しているので、その教材等を収集するとともに、各国において刑事弁護人の役割がどのように理解されているのかを知るために、ドイツ、フランス、北アイルランドを含む英国、アメリカ合衆国を対象国とする海外現地調査を実施した。その他、「法曹倫理」の裾野は広範な分野に及ぶので、研究分担者の個別研究テーマに関連する報告を随時取り上げて、全国研究会の場で議論した。

本研究を進めていく過程で、奇しくも、私たちの「刑事弁護倫理研究会」が最初に取り上げた鹿児島事案(捜査機関による組織的な接見交通権侵害の事例)の発生源となった刑事事件(「志布志事件」という。)が、我が国刑事司法の問題点を典型的に示す冤罪事件で

あることが次第に明らかになってきた。そこで、本研究会においても「法曹倫理」の焦点を刑事弁護人の倫理のみに絞るのではなく、検察官の倫理にも拡大する必要があると考え、平成 18 年度から「検察官の倫理」をも本研究のテーマの一つに加えた。当初の研究計画では、本研究は平成 19 年度に終了する予定であったが、同年 2 月、上記「志布志事件」が被告人 12 名全員無罪（確定）という劇的な結末で決着をみた。その結果、冤罪「志布志事件」は国内外において我が国刑事司法の病弊を示すものとして衝撃をもって迎えられ、最高検察庁や警察庁が異例の調査報告書を公表し、取調べの適正化に乗り出すという事態にまで発展した。そこで、本研究も、この歴史的な刑事司法の変革の動きを研究成果に取り込むために、事業の完遂を平成 20 年度に繰り越し、本来であれば平成 19 年度事業の第 3 回全国研究会となる総括シンポジウムを平成 20 年夏に延期し、同年 7 月の「志布志事件シンポジウム」として開催し、一連の研究を締めくくった。本研究は、この意味で、志布志事件の接見交通権問題をめぐる「刑事弁護人の倫理」に始まり、志布志事件の虚偽自白による冤罪をめぐる「検察官の倫理」に終わったということができる。

本成果報告書の提出時期が平成 21 年 6 月になっている事情は上記の経過によるものである。

本報告書の構成は以下のとおりである。

第 1 部は、「刑事弁護倫理研究会」の全国研究会の成果報告である。Ⅰは、上記研究会が取り上げた具体的な事例に基づく刑事弁護人の行為規範を理論的な観点から明らかにしたものである。1 及び 2 は、それぞれ本研究会が取り上げた弁護士懲戒事例である仙台事案、広島事案を素材として、刑事弁護人の役割と個別の案件に対する懲戒処分のあり方を論じている。3 の「志布志事件シンポジウム報告」は、平成 20 年 7 月に繰り越した平成 19 年度事業の総括シンポジウムの最終成果をまとめたものである。Ⅱは、ドイツ、フランス、北アイルランド及びイングランド、アメリカ合衆国の海外調査の報告書である。1 ないし 3 の報告は、本研究の事業計画の一環として本補助金によって実施されたものであるが、4 及び 5 の個人報告は本補助金ではなく他の財源によって海外調査を行った成果の報告である。財源は別であっても、本研究会においてその成果を報告し議論をしているので、本研究の成果の一部であることに変わりはない。Ⅲは、刑事弁護人の役割論が明確に反映されるゲートキーパー制度につき、中国人民大学で開催された国際シンポジウムで研究代表者が報告したものである。

第 2 部は、本研究会が取り上げた具体的な弁護士懲戒案件につき、ケーススタディとして解説を付した教材である。1 ないし 5 は、我が国の著名な刑事弁護上の倫理問題につき、本研究会で討議した刑事弁護人の役割論に基づき、一定の見解を示したものである。（季刊刑事弁護第 50 号特集「刑事弁護活動の限界に挑む—積極的弁護のすすめ」に、森下弘「懲戒を恐れるな—懲戒防止の 8 原則」及び岡田悦典「有効な弁護のための基礎理論—刑事弁護活動の限界に関する議論に寄せて」の各研究分担者の総論的論稿と合わせて収録されて

いる。) 6 及び 7 は、検察官の倫理につき、検察官固有の倫理規範を有するアメリカとそれを有しない我が国の違いを際立たせるためにアメリカ合衆国の具体的事例を紹介した教材である。いずれも、法科大学院における「法曹倫理」科目の中で、教員が学生と議論する際の教材として利用されることを念頭に置いている。

第 3 部は、本報告書に記載した成果に関する重要な参考資料を収録したものである。特に、本研究会が研究期間を通じて関心を寄せ、また、継続的に検討の対象とした「志布志事件」に関する資料を収録している。

本研究の各年度の研究成果は、「各年度の研究実績の概要」に記載したとおりである。本研究の成果は多岐に渡っており、一つの文章に要約することは難しいが、「刑事弁護人の役割と倫理」という観点から、本研究会の報告と議論を通じて判明した新たな知見を「研究成果」とするならば、以下のように集約できよう。

- 1 我が国では、一般的に、刑事弁護人の地位を裁判官及び検察官は一種の司法機関と見ているのに対し、刑事事件を担う弁護士は依頼者の代理人と見ている弁護人観の違いがある。この役割についての理解の違いから倫理問題へのアプローチに違いが生ずる。国内外において弁護人の公的機関性を強調する傾向が強いが、我が国の刑事司法の現状を前提にすれば、基本的には、依頼者の代理人性に重点を置いて両者のバランスを図るべきであろう。しかし、実態として、刑事弁護人の役割は単一ではなく場面に応じて多面的な役割を担うことから、倫理問題への対応も一義的に定まるのではなく、当該場面に即した役割に従って倫理問題の解消が図られるべきである。
- 2 接見交通をめぐる弁護人に対する懲戒請求事案の背景には、弁護人が一般私人に代わって外部交通を担わなければならないというわが国特有の事情があり、懲戒の成否は、弁護人の役割をどう理解するか、接見交通権の中に外部交通権をも取り込んで理解できるかに依存する。実際の懲戒審査では、当該弁護人の専門家としての総合的な判断が斟酌されており、結果としての注意義務違反から直ちに懲戒事由たる「非行」が帰結されるのではなく、さらに、懲戒に値するか否かの実質的価値判断がなされている。その意味では、行為規範と懲戒基準との間に乖離がみられる。
- 3 我が国には、検察官の行為を規律する倫理規範が欠如しているため、志布志事件の担当検察官の例にみられるように、真実を離れて有罪獲得のみを目的とする悪しき当事者主義がはびこる土壤がある。公訴官としての役割論に立った検察官の倫理規範が、早急に策定される必要がある。

本研究は、刑事弁護人及び検察官の倫理につき、それぞれの役割論に基づいて理論面と実務面の双方から、実務上遭遇する倫理的諸問題に対処する方策を示した点で、法科大学院における「法曹倫理」教育に有益であるのみならず、実際の弁護士懲戒制度の下での処分のあり方にも重要な示唆を与えるものである。現に、全国の法科大学院に奉職する研究

分担者は、本研究の成果を生かした法曹倫理教育を行っているし、また、多くの進行中の懲戒請求事件において本研究の成果が斟酌されている。しかし、「法曹倫理」が法科大学院における法曹養成段階にとどまらず法曹となった後も一生涯続く継続教育のテーマであることに思いをいたすならば、正に、本研究はその第一歩を記したにすぎない。本研究が、さらに広範な法曹一般の倫理問題の研究に発展していく端緒となることを願ってやまない。

平成 21 年（2009 年）6 月

研究代表者 村 岡 啓 一

研究組織

研究会の名称：刑事弁護倫理研究会

研究代表者

村岡啓一 一橋大学大学院法学研究科・教授

研究分担者

後藤 昭 一橋大学大学院法学研究科・教授

大出良知 九州大学大学院法学研究院教授

（研究課題繰越後の平成 20 年度から東京経済大学・現代法学部・教授）

高田昭正 大阪市立大学大学院法学研究科・教授

川崎英明 関西学院大学大学院司法研究科・教授

白取祐司 北海道大学大学院法学研究科・教授

加藤克佳 愛知大学大学院法務研究科・法学部・教授

指宿 信 立命館大学大学院法務研究科・教授

新屋達之 大宮法科大学院大学法務研究科・教授

水谷規男 大阪大学大学院高等司法研究科・教授

上田信太郎 岡山大学大学院法務研究科・教授

田淵浩二 香川大学大学院・香川大学愛媛大学連合法務研究科・教授

森下 弘 立命館大学大学院法務研究科・教授

岡田悦典 南山大学法学部・准教授（平成 16 年度及び同 19 年度）

上田國廣 九州大学大学院法学研究院・教授

四宮 啓 早稲田大学大学院法務研究科・教授

高野 隆 早稲田大学大学院法務研究科・教授

武井康年 広島大学大学院法務研究科・教授（平成 17 年度及び同 18 年度）

交付決定額（配分額）

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
平成 16 年度	7,600,000	2,280,000	9,880,000
平成 17 年度	7,200,000	2,160,000	9,360,000
平成 18 年度	7,200,000	2,160,000	9,360,000
平成 19 年度	5,800,000	1,740,000	7,540,000
翌年度繰越分	(1,750,000)	(0)	(1,750,000)
総 計	27,800,000	8,340,000	36,140,000

研究発表

次ページの一覧表記載のとおり。なお、本研究と直接関係のある主要な成果に限定して記載したので、各年度の実績報告書記載の研究発表すべてを網羅したものではない。

研究成果による産業財産権の出願・取得状況

なし

〔雑誌論文〕 計 (14) 件

著者名	論文標題			
村岡啓一	最近の判例 : In re Pautler, 47P. 3 rd 1175(Colo,2002)			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
アメリカ法 2006	無	1号	2007	154-160

著者名	論文標題			
森下弘	懲戒をおそれるな—懲戒防止の8原則			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	50号	2007	20-26

著者名	論文標題			
川崎英明	接見禁止決定下の第三者への伝言			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	50号	2007	58-61

著者名	論文標題			
高田昭正	公判途中に否認に転じた被告人に対し有罪を前提とした弁護人の最終弁論			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	50号	2007	62-65

著者名	論文標題			
村岡啓一	死刑求刑事件の上告審弁論期日の欠席問題			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	50号	2007	66-71

著者名	論文標題			
白取祐司	弁護人の控訴趣意書提出期限徒過と被告人の裁判を受ける権利			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	50号	2007	72-75

著者名	論文標題			
田淵浩二	弁護人による検察側証人への接触と証人威迫			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	50号	2007	76-80

著者名	論文標題			
村岡啓一	アメリカ合衆国のロースクール教育⑧アメリカの法曹倫理教育に学ぶ			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	50号	2007	151-157

著者名	論文標題			
村岡啓一	アメリカ合衆国のロースクール教育⑦アメリカ刑事司法の七つの神話			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	49号	2007	165-170

著者名	論文標題			
村岡啓一	アメリカ合衆国のロースクール教育⑥グアンタナモ被拘禁者の防御に関する法と法曹倫理			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	48号	2006	138-141

著者名	論文標題			
村岡啓一	ゲートキーパー制度とは何か			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
月報司法書士	無	417号	2006	26-31

著者名	論文標題			
指宿信	麻原裁判の「打ち切り」を見て			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
法学セミナー	無	626号	2007	4-5

著者名	論文標題			
武井康年	弁護人のマスコミ対応			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
季刊刑事弁護	無	47号	2006	98-104

著者名	論文標題			
武井康年	弁護士の「機能」と「信頼」—弁護士職務基本規定の解釈指針として			
雑誌名	査読の有無	巻	発行年	最初と最後の頁
広島法科大学院論集	無	1号	2005	63-67

【学会発表】計（ 1 ）件

発表者名	発表標題	
村岡啓一	日本におけるゲートキーパー制度（中国語：日本の金融監看制度）	
学会等名	発表年月日	発表場所
中国人民大学法学院国際シンポジウム（中国語：全球化背景下的金融犯罪問題）	2007. 8. 25	中国・北京・中国人民大学

〔図書〕計(20)件

著者名	出版社		
村岡啓一	日本評論社		
書名	発行年	総ページ数	
刑事司法改革と刑事訴訟法 上巻	2007	29-57	

著者名	出版社		
白取祐司	日本評論社		
書名	発行年	総ページ数	
刑事司法改革と刑事訴訟法 上巻	2007	157-186	

著者名	出版社		
新屋達之	日本評論社		
書名	発行年	総ページ数	
刑事司法改革と刑事訴訟法 上巻	2007	586-618	

著者名	出版社		
水谷規男	日本評論社		
書名	発行年	総ページ数	
刑事司法改革と刑事訴訟法 下巻	2007	505-550	

著者名	出版社		
指宿信	日本評論社		
書名	発行年	総ページ数	
刑事司法改革と刑事訴訟法 下巻	2007	561-584	

著者名	出版社		
田淵浩二	日本評論社		
書名	発行年	総ページ数	
刑事司法改革と刑事訴訟法 下巻	2007	641-669	

著者名	出版社		
高田昭正	成文堂		
書名	発行年	総ページ数	
鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 下巻	2007	1-26	

著者名	出版社		
指宿信	成文堂		
書名	発行年	総ページ数	
鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 下巻	2007	165-186	

著者名	出版社		
川崎英明	成文堂		
書名		発行年	総ページ数
鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 下巻		2007	275-296

著者名	出版社		
加藤克佳	成文堂		
書名		発行年	総ページ数
鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 下巻		2007	337-367

著者名	出版社		
四宮啓	成文堂		
書名		発行年	総ページ数
鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 下巻		2007	781-804

著者名	出版社		
川崎英明	日本評論社		
書名		発行年	総ページ数
民主主義法学・刑事法学の展望：小田中聰樹先生古稀記念論文集 上巻		2005	9-28

著者名	出版社		
村岡啓一	日本評論社		
書名		発行年	総ページ数
民主主義法学・刑事法学の展望：小田中聰樹先生古稀記念論文集 上巻		2005	29-50

著者名	出版社		
新屋達之	日本評論社		
書名		発行年	総ページ数
民主主義法学・刑事法学の展望：小田中聰樹先生古稀記念論文集 上巻		2005	116-140

著者名	出版社		
指宿信	日本評論社		
書名		発行年	総ページ数
民主主義法学・刑事法学の展望：小田中聰樹先生古稀記念論文集 上巻		2005	141-162

著者名	出版社		
大出良知	日本評論社		
書名		発行年	総ページ数
民主主義法学・刑事法学の展望：小田中聰樹先生古稀記念論文集 上巻		2005	212-231

著者名	出版社		
田淵浩二	日本評論社		
書名		発行年	総ページ数
民主主義法学・刑事法学の展望：小田中聰樹先生古稀記念論文集 上巻		2005	232-265

著者名	出版社		
白取祐司	日本評論社		
書名		発行年	総ページ数
民主主義法学・刑事法学の展望：小田中聰樹先生古稀記念論文集 上巻		2005	524-545

著者名	出版社		
武井康年，森下弘	現代人文社		
書名		発行年	総ページ数
ハンドブック刑事弁護		2005	491

著者名	出版社		
水谷規男	名古屋大学出版会		
書名		発行年	総ページ数
法曹の倫理		2005	190-215

研究成果に関する Web ページの URL

<http://www.law.hit-u.ac.jp/lre>

刑事弁護倫理研究会の開催経過

平成 16 年度 (2004 年度)

第 1 回研究会：平成 16 年 7 月 17 日 (立命館大学大阪オフィス)

7 月 18 日～19 日 (立命館大学アカデメイア)

テーマ「接見交通をめぐる刑事弁護人の行為規範と倫理問題」

事例研究：鹿児島県の接見交通権侵害国家賠償請求事件ほか最近の接見交通をめぐる弁護人の行動につき懲戒を申し立てられた事例 (鹿児島事案)

外部講師：① 弁護士赤松範夫 (兵庫県弁護士会、日弁連接見交通権確立実行委員会)

② 同 熊谷光司 (鹿児島県弁護士会)

③ 同 本木順也 (鹿児島県弁護士会)

第 2 回研究会：平成 16 年 12 月 25 日～26 日 (アルカディア市ヶ谷)

テーマ「接見交通をめぐる刑事弁護人の行為規範と倫理問題」(継続)

事例研究：仙台の接見交通権の濫用を理由とする懲戒請求事件 (仙台事案)

外部講師：① 弁護士舟木友比古 (仙台弁護士会)

② 同 齊藤拓生 (仙台弁護士会)

海外調査報告：ドイツ調査報告 (ドイツ調査班)

第 3 回研究会：平成 17 年 3 月 20 日～21 日 (KKR 広島)

テーマ「接見交通をめぐる刑事弁護人の行為規範と倫理問題」(継続)

事例研究：定者国賠訴訟上告審弁論について

外部講師：弁護士武井康年 (広島県弁護士会、広島大学法科大学院教員)

個別研究中間報告：『(仮称) 刑事弁護ハンドブック』の検討 (森下弘)

平成 17 年度 (2005 年度)

第 1 回研究会：平成 17 年 7 月 16 日 (立命館大学大阪オフィス)

7 月 17 日～18 日 (大阪大学中之島センター)

テーマ：「日弁連懲戒事例にみる刑事弁護人に関する倫理問題」

外部講師：畑浩人 (広島大学大学院教育学研究科講師)

海外調査報告：

① アメリカロースクール協会 AALS 主催の臨床法学教育に関するワークショップ報告 (高野隆、村岡啓一)

② AALS 主催の法曹倫理に関するワークショップ報告 (村岡啓一)

個別研究中間報告：「アメリカにおける弁護人の事前面接権」(田淵浩二)

第 2 回研究会：平成 17 年 12 月 23 日、25 日 (アルカディア市ヶ谷)

事例研究：①北方事件第一審判決

外部講師： 弁護士本多俊之（佐賀県弁護士会、上記事件の辩护人）

②懲戒請求事件仙台事案の綱紀委員会決定「懲戒しない」を受けて
（川崎英明）

海外調査報告：オクラホマシティ大学ロースクール主催講演会 Assessing the Future of
the Legal Profession の報告（村岡啓一）

個別研究中間報告：「裁判員裁判と刑事弁護の課題」（水谷規男）

第3回研究会：平成18年3月18日～19日（文部科学省共済組合強羅静雲荘）

事例研究：①辩护人による接見情報の対マスコミ開示をめぐる倫理（武井康年）

②アメリカ合衆国の検察官倫理 Pautler Case（村岡啓一）

個別研究中間報告：

①「司法支援センターをめぐる問題点」（大出良知）

②「最近の判例にみる被告人の自己決定」（高田昭正）

③「上告審において被告人が所在不明である場合の国選辩护人の推薦について」（後藤昭）

平成18年度（2006年度）

第1回研究会：平成18年7月15日～17日（コープイン京都）

事例研究：「最高裁第三小法廷平成17年11月29日決定の問題点」

外部講師： 弁護士和智薫（埼玉弁護士会、上記事件の上告審辩护人）

海外調査報告：アメリカ法曹協会 ABA 主催の法曹倫理に関するワークショップ報告
（村岡啓一）

個別研究中間報告：

①「書面交通と刑事弁護の限界」（川崎英明）

②「被疑者の防御権と刑事辩护人の倫理問題」（上田信太郎）

③「日本における刑事弁護倫理の形成一戦前期」（新屋達之）

④「刑事辩护人の倫理に関する教育方法の調査」（上田國廣）

第2回研究会：平成18年12月22日～24日（アルカディア市ヶ谷）

事例研究：①光市母子殺害事件の最高裁口頭弁論期日の欠席と在廷命令

②麻原彰晃弁護団の控訴趣意書不提出による死刑判決の確定

海外調査報告： フランス調査報告（フランス調査班）

個別研究中間報告：

①「辩护人依頼権の保障及び同意の効力—西本事件」（加藤克佳）

②「辩护人—依頼者間コミュニケーションの秘匿」（指宿信）

第3回研究会：平成19年3月10日（如水会館オリオンルーム）

3月11日（アルカディア市ヶ谷）

国際シンポジウム（一橋大学法科大学院主催）『法律家の役割と法曹倫理教育』への参加

外部講師：①ロドニー・アップホフ教授（ミズーリ・コロンビア大学ロースクール）

「アメリカ刑事司法の諸問題」

②マーシャ・アップホフ教諭（ロック・ブリッジ高校カウンセラー）

「学校カウンセラーの直面する倫理問題—刑事司法との対話」

平成19年度（2007年度）～平成20年度（2008年度）

第1回研究会：平成19年7月14日～16日（大阪大学中之島センター）

テーマ「検察官の倫理」

事例研究：志布志事件捜査をめぐる検察官の倫理

海外調査報告：北アイルランド及びイングランド調査報告（指宿信）

第2回研究会：平成19年12月22日、23日（アルカディア市ヶ谷）

事例研究：①ウィニー事件弁護団の懲戒事件について（森下弘）

②氷見事件及び志布志事件に関する最高検察庁調査報告書の分析（村岡啓一）

個別研究中間報告：

①「死刑再審と身柄問題」（水谷規男）

②「いわゆる『面会接見』において検察官の立会いが適法とされた事例の検討」

（田淵浩二）

第3回研究会：（平成20年度に繰り越し）：平成20年7月12日（龍谷大学）

事例研究：スティーブン・ドリズイン教授の「奥西勝氏に関する法廷意見書」

個別研究報告：「裁判員裁判における法廷プレゼンテーションの法的取扱い」

（指宿信）

志布志事件シンポジウム『志布志事件から考える法曹の役割と倫理』

平成20年7月13日（グランビア京都）

事例研究：鹿児島接見交通権侵害国家賠償事件判決

外部講師：①弁護士赤松範夫（兵庫県弁護士会、日弁連接見交通権確立実行委員会）

②弁護士若松芳也（京都弁護士会、同上）

③弁護士斉藤利幸（福島県弁護士会、同上）

④弁護士東條雅人（鹿児島県弁護士会）

事例研究：志布志事件にみる検察官の倫理—Nifong Case との比較（村岡啓一）

各年度の研究実績の概要

平成 16 年度

16 年度のプロジェクト全体の研究テーマは「接見交通をめぐる弁護人の行為規範と倫理問題」であった。

検討素材として、弁護人と身体を拘束された被疑者との接見交通において、弁護人による第三者への通信の仲介行為が裁判所の下した一般人と被疑者との間の接見禁止決定を潜脱するとの理由で、検察官によってなされた当該弁護人に対する懲戒請求事案 2 件を取り上げ、接見交通権の濫用と主張する検察官と接見交通権の当然の行使と主張する弁護人の対立の根底にある刑事弁護人の役割についての認識の違いに焦点をあてた。また、ドイツを訪問して、ドイツにおける刑事弁護人の法的地位をめぐる議論状況と実際につき、関係諸機関及び各弁護士会の第一人者から最新の情報を得た。その結果、以下の知見を得た。

- 1 懲戒請求事案の背景には、裁判所の接見禁止決定が安易になされているため、弁護人が一般人の外部交通を担わなければならないというわが国特有の事情がある。
- 2 依頼者—弁護人間の秘匿特権に対する検察官の認識が薄く、接見内容を聴取することが接見交通権の侵害と認識されていない。
- 3 弁護人の地位を検察官は司法機関と見るのに対し、弁護士は依頼者の代理人と見ている弁護人観の違いがある。
- 4 第三者への通信の仲介はドイツでは秩序罰の対象となる点で行為規範があるが、わが国では明確な行為規範がないので犯罪等への関与という認識がない限り弁護士の専門家裁量に委ねられる。
- 5 日弁連の弁護士業務基本規程も明確な行為規範を示していないので、懲戒の成否は、弁護人の役割をどう理解するか、接見交通権の中に外部交通権をも取り込んで理解できるかに依存することとなる。

平成 17 年度

17 年度は、統一テーマとして「刑事弁護に関する日弁連懲戒事例」に焦点をあてた。

- 1 事例研究として、昨年に引き続き、接見禁止決定下において弁護人が被告人の第三者あて文書を当該第三者に交付した事例 2 件（1 件は戒告処分、1 件は「懲戒しない」旨の綱紀委決定で終結）を取り上げ、行為規範として許容される限界と懲戒処分との関係につき分析した。その結果、①接見禁止決定の存在から直ちに弁護人による第三者通信の行為が禁止されるものではないこと、②罪証隠滅が惹起される危険性につき弁護人に専門家としての総合的な判断が求められること、③その注意義務違

反から直ちに懲戒事由たる「非行」が帰結されるのではなく、さらに、懲戒に値するか否かの実質的価値判断がなされていること（行為規範と懲戒基準との乖離）が判明した。

- 2 研究分担者の中間報告として、
 - ①田淵教授が「アメリカにおける弁護人の事前証人面接権」をめぐって検察官の職業倫理違反が問題となっていることを紹介した。（これを受けて、本プロジェクトにおいても「検察官の倫理」をも射程に入れることを決定した。）
 - ②水谷教授は、法曹三者による裁判員制度模擬裁判から明らかになった問題点を刑事弁護人の視点から整理し、裁判員制度下における弁護人の新たな行為規範の存在を示唆した。
 - ③武井教授は、広島で発生した外国人の児童殺害事件をめぐる弁護人のマスコミ対応を素材に、守秘義務の例外が認められる要件について報告した。
- 3 アメリカ調査の結果、2002年ABA弁護士業務模範規則の改正後も、刑事弁護の現場及びロースクールの刑事クリニックでは、伝統的な依頼者中心の弁護観に何らの変化も生じていないことが確認できた。

平成 18 年度

- 1 平成 18 年度は、研究分担者による個別テーマの中間報告のほかに、以下の裁判例に現れた弁護人の具体的な倫理問題を取り上げて全国研究会で検討した。
 - ①最高裁平成 17 年 11 月 29 日決定（被告人の弁明と異なる弁論をした弁護人の誠実義務違反）
 - ②最高裁平成 18 年 6 月 20 日判決（死刑求刑事件の上告審公判期日を欠席した弁護人の懲戒責任の有無）
 - ③東京高裁平成 18 年 3 月 27 日決定（オウム麻原裁判の控訴趣意書不提出を理由とする控訴棄却決定と弁護人の依頼者に対する義務違反）
 - ④名古屋高裁平成 18 年 10 月 4 日判決（手抜き弁護による依頼者の有効な弁護を受ける権利の侵害）
 - ⑤鹿児島地裁平成 19 年 2 月 23 日判決（志布志事件における捜査官による被疑者と弁護人の秘密交通権の侵害）その検討結果の一部は、発表者個人の責任において季刊刑事弁護 50 号（現代人文社、2007 年 4 月）に掲載して公表した。
- 2 フランス調査の結果、2005 年デクレにより弁護士倫理が規則化されたこと、フランスでは弁護人の役割は依頼者の代理人というよりも真実発見の協力者ないし補助者としての性格が強く、捜査・予審の秘密を守ることが最も重視されていること、しかし、2007 年の選挙後に刑事手続の大改革の可能性があり、弁護人の積極的な活動

が求められる方向で意識変化の兆しがあること等が判明した。

- 3 マーシャ・アプホフ氏の講演により、アメリカの高校では、地域ぐるみの警察活動の一環として制服警官（名称は、スクール・リソース・オフィサー）が常駐する形態が一般化し、少年非行をめぐる学校カウンセラーも、生徒の長期的な利益を守ることと警察への報告義務との間で、弁護士と同様の倫理的ジレンマに立たされる実態が明らかにされた。

平成 19 年度

- 1 平成 19 年度は、研究分担者による個別報告のほかに、志布志事件に焦点をあてて、①捜査機関による組織的な接見交通権侵害という特異な事例の下で、弁護士固有の権利論を展開することの功罪、②冤罪を知った検察官の訴訟継続をめぐる検察官倫理という二大テーマにつき、全国研究会及び総括シンポジウムで討議した。
その結果、
①につき、本件の具体的状況の下での戦略論としては支持できるが、一般論として接見交通権を弁護人の固有権と主張することは、刑事弁護人の役割を被疑者・被告人の自己防御権に奉仕する代理人ではなく、むしろ弁護人の公的機関性を強調することにつながる懸念があること、
②につき、志布志事件に関する検察庁及び警察庁の各報告書の分析の結果、捜査機関には虚偽自白を誘発する代用監獄の危険性に対する問題意識が欠落しており、「適正捜査の励行」というスローガンの確認に終わっていること、及び、志布志事件において、担当検察官が公訴官としての立場を忘れ、悪しき当事者主義の考え方を徹底して実践していること背景には、アメリカ合衆国とは異なり我が国に検察官の行為を規律する倫理規範が欠如していることを確認した。
- 2 総括的な研究成果として、「法曹倫理」といっても法曹三者の役割論と密接に結びついており、特に刑事弁護人の場合には、その代理人的性格を重視するか司法機関的性格を重視するかによって倫理問題へのアプローチに違いが生ずること、実態として、刑事弁護人の役割は単一ではなく場面に応じて多面的な役割を担うことから倫理問題への対応も一義的に定まるのではなく、当該場面に即した役割に従って倫理問題の解消が図られるべきことが明らかになった。